

白山市 子どもの権利に関する条例

はくさんし こどもの けんりに かんする じょうれい

すべての子どもが、
一人の大切な人として育てほしい。

白山市では、子どもも大人もすべての人たちがしあわせに暮らせるまちをめざして、「白山市子どもの権利に関する条例」という市の決まりをつくりました。この条例は、世界でみとめられている「子どもの権利条約」をもとにつくられた、子どもの権利をまもるための「やくそく」です。

市では、この「やくそく」を守りながら、子どもどうしや子どもと大人が協力しあえるようなまちづくりを行っています。

権利は、「あたりまえのこと」という意味です。
だから、「子どもにとってあたりまえのこと」が、
「子どもの権利」です。

白山市では、「子どもの権利」を4つに分けました。

- ① 安心して生きる権利
- ② 守られる権利
- ③ よりよく育つ権利
- ④ 参加する権利



大切にしよう 子どもの権利

条例のかんがえかた

市や大人は、子どもにとって一番よいことを考えていきます。
条例では、生まれてから18歳になるまでを「子ども」としています。
どんな時にも“その子にとって一番よいこと”を大切にし、きみたちが自分らしく
いきいきと成長するために、大人は力を合わせて助けていくことを決めました。
子どもは、まわりの人の権利を守りながら、自分の権利も守られます。
自分も他の人もお互いに大切にすることが、元気に成長していくことにつながり、
しあわせなまちづくりにつながっていきます。

1 安心して生きる権利

子どもは、健やかに安心して生きることができます。

いのちがあることは、人間にとって一番大事なことです。
そして、きみも他の人もみんな一人しかいない。
だから、だれのいのちもとっても大切なものなんだ。

家庭でも地域でも、大人は子どものことを
愛情いっぱい考えてくれるんだ。

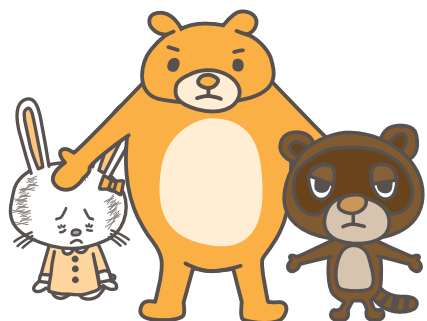


2 守られる権利

子どもは、個人として自分を守り、また自分が守られることができます。

ぼくたちはいつでも守ってもらえる。もしだれかに、けられたり、
ぶたれたりしても、まわりの人に守ってもらえるんだ。

いじめや暴力にあつても、がまんし続ける必要なんかないよ。
安全なところへ逃げたり、だれかに相談したりすればいいんだ。



世界の約束 子どもの権利条約

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、世界の子どもたちだれもがしあ
わせになれるように、子どもにはどんな権利があるか、そして国や大人が何をしなけ
ればいけないかを、世界中の多くの国が集まって決めた約束です。
日本も1994年にこの条約を守ることを決めました。

3 よりよく育つ権利

子どもは、自分を豊かにし、自他ともによりよく育つことができます。

心もからだものびのび成長したい！
勉強することとても大切だし、遊ぶこともとても大切。休むことも大切なこと。
白山市には山も川も野原も海もある。
自分の考えをもって、みんなでいろんなことしたいね。

まわりの人に思っていることを伝えてみよう。おたがいの考え
や気持ちを大切にしながら、楽しい生活にしていけるといいね。

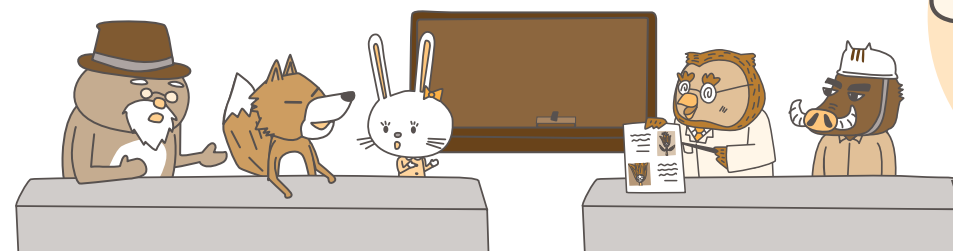


4 参加する権利

子どもは自ら社会に参加することができます。

ぼくたち自身にかかわることなら、もっと子どもの意見を聞いてほしい。
条例では、ぼくたち子どもの年齢や成長にあわせて意見を大事にもらえるように
しているんだ。大人から一方的に言われるだけでなく、一緒に考えたり、
話をしたりしたいよね。

白山市では小中学生が集まって「子ども会議」をひらき、
身近なことや困っていることなどを一緒に考え、
市や大人に話しています。こんなのも「参加」のひとつだね。



市の役割

- 子どもがのびのびと遊んだり、勉強したりできるまちをつくっていきます。
- 子どもの親が子育てをしやすいように応援します。
- 子どもが使う場所でも、子どもの権利が守られるしくみをつくりまします。
- 子どもが自分で考えておこなう活動を応援します。
- 子どもから相談を受ける場所など、子どもを守るしくみをつくりまします。
- 子どもが意見を言ったり、子どもの意見をきいたりするように努めます。

子どもの権利を守るしくみ

大人には、子どもの権利を守っていく責任があります。とくに、子どもと暮らす親には、大きな責任があります。そして、子どもも、お互いに自分たちの権利を大切にしなければなりません。子どもの権利が守られているかをチェックするために、白山市には「子どもの権利委員会」があります。また、子どものことならどんなことでも相談できる「子ども相談室」があります。

子ども相談室

- 学校のこと、友だちのこと、家のこと、
どんなことでも気軽に相談してください。
- ◇秘密は守ります。費用は無料です。
 - ◇電話、メール、面接、家庭訪問の
いずれの方法でも相談に応じます。
 - ◇希望に応じて専門機関と連携して
対応します。

電話 (076) 276-1792

月曜～金曜 8時30分～17時15分

木曜のみ 8時30分～18時30分

メール kodomo-soudan@city.hakusan.lg.jp

白山市子ども憲章

私たち白山市の子どもは、
豊かな自然と地域の人たちに守られてきました。
これからこのふるさとを大切に、
元気で幸福に暮らせるまちづくりを目指します。

(生命)
みんなの生命を大切に、
元気な心と体をつくっていこう！

(安心)
私たちはひとりじゃないから、
たくさんの人とのつながりを感じていこう！

(思いやり)
やさしい気持ちと、
お互いを思いやる心を大切にしていこう！

(遊び・学び)
みんな楽しく遊んだり学んだりして、
今できることからがんばっていこう！

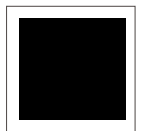
(参加)
子どももおとなも同じ人間だから、
みんなでいっしょに考えていこう！

平成20年11月3日制定 白山市



白山市子どもの権利に関する条例の考えをもっと多くの子どもたちにわかってもらうため、「白山市子ども憲章」を制定しました。この憲章は、子ども会議に参加した子どもたちが中心になって、大人と一緒に作りましました。

白山市子どもの権利啓発
動画を公開しています



発行：白山市教育委員会事務局生涯学習課

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 Tel 076-274-9572 FAX 076-274-1665